



親
子
書

遠	13
1805	
JK	



2081

陽勝仙

奇遺聞

卷の五

陽勝仙人

陽勝仙人、姓ハ紹氏能州乃人、母日輪を天々、愛
 更く、婉じ事、以り元慶三年、叡山に登り、空日
 法師を師し、時、事、王、明、了、く、定、に、一、と、師、て
 十、を、切、止、観、を、學、び、人、無、く、瑜、仙、密、教、を、究、得、を
 誦、し、密、佛、を、勤、じ、性、甚、慈、の、り、を、標、ふ、り、を、て、
 け、を、を、飛、出、之、劍、人、と、ん、を、も、已、く、人、を、導、き、
 故、踏、身、を、錫、し、て、飽、く、を、や、り、し、し、を、言、う、

門へ遠13
1805
巻

競奇遺聞

巻の五

陽勝仙人

陽勝仙人ハ姓ハ紀氏能州乃人ニ母日輪を天ヨリ夢
見ク娠じ事あり元慶三年小叡山に登り空日
法師を師とす時小年土聰明ク定に一と聞て
十を知り止観を學ひ兼く瑜伽密教ヲ受法花を
誦し密供を勤じ性甚慈あり裸のふきてハ
けう衣を脱與之飢人とんそを已ケ食を護る蛾虱
蚊指身を饒く飽くそあり少じ常喧置を

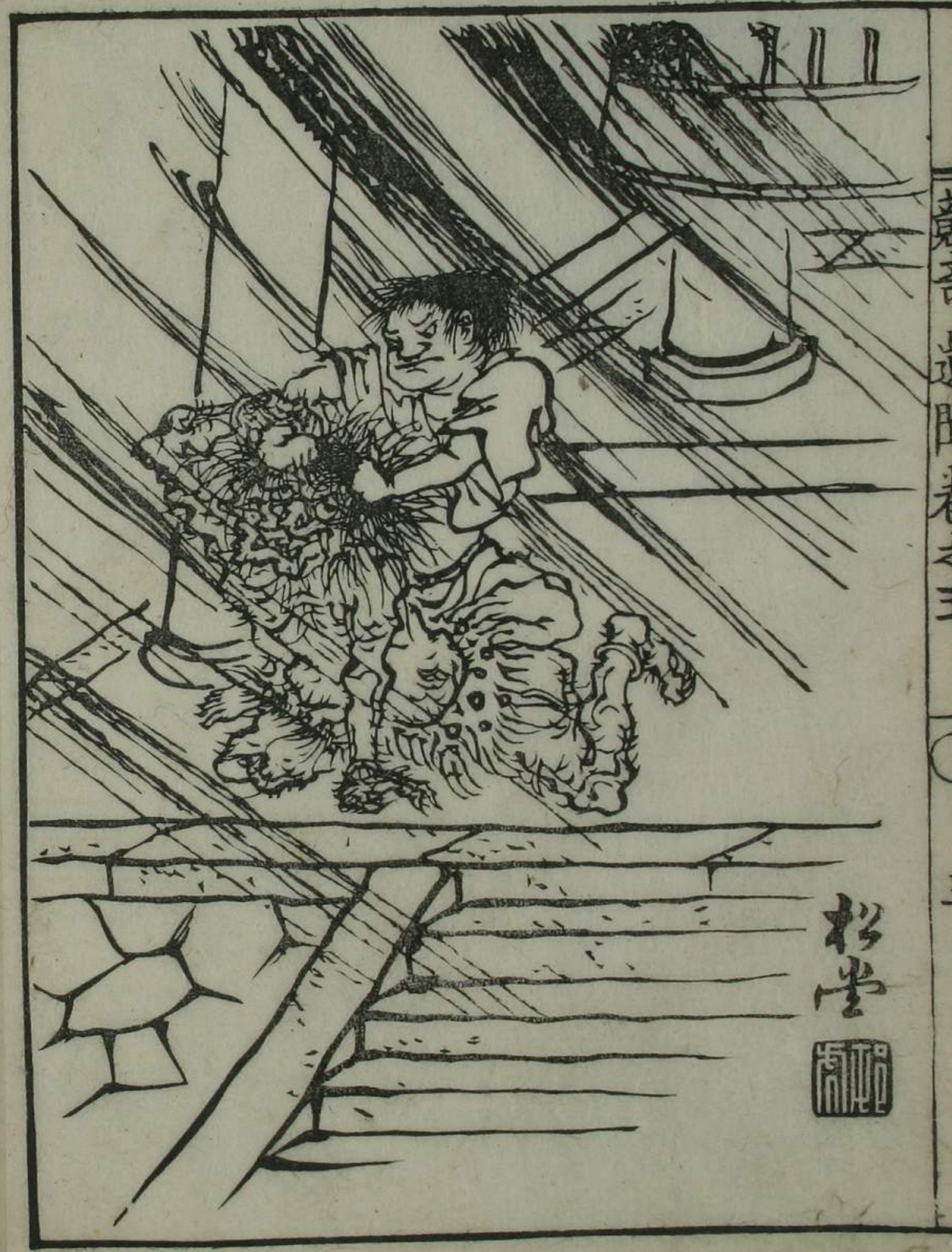


五十餘年今行年八十餘仙法を修して身自在を以て
 天小昇を以て入るる形に碍なく妙法義乃かんとて
 心自在を以て世を化し有徳を行ひ又吉野山に
 於て練功乃息真不遇を身に西翼を生じ空中
 小飛遊に若く云れ身中小血肉於一遍躰奇毛
 を生じ以て終て去又慈聖心松木の影を蔽ひの
 舊友不交々々註法して去又苦行比丘より子あり竺
 石室々々住を教日令食飲法義を調々々輟ず
 忽青衣童子白物を持て来りて比年よりありて

食せし其味丹更なり童まれば子われハも坐敷嶽
 千光院延海和尚乃童なり薰練年深くて仙を
 得たり近來陽勝仙事わい食も亦られ勝公の
 命とる形なり童即死去りてあり

道場法師

都良香の道場法師乃傳ふ法師ハ尾張國阿育
 郡の人なり敏達天皇乃淨宇尾法由一人の農夫
 有り夏月田の水を既くに俄く天晴く有りて雷
 雨も支雨を樹下に避く立忽雷夫の前小墜るがも



東海道邊聞卷之五

松堂



鬼の髪を極る鬼の髪剥落して皮肉を残り
 鬼ハ十から逃れ去る地を見るに血あり跡を尋ねて
 女をおもひ寺を乃陌上に至り止む女を見るに
 ひく悪奴を埋む所なり女わらう鬼の害遂に
 絶たり其鬼の髪元興寺乃宝藏亦在て累代
 相傳ふと云童子又僧とわらう道場法師と子世乃
 諺小兒を賺思ふ目を思ふし口を開きて呼ぶ
 元興寺に為喰とハ此謂わり

小野篁

小野篁ハ敏達天皇の苗裔多三義正四位下岑守乃
 長女わらう岑守弘仁の始陸奥とわらう篁も父
 従ふと奥州わらうが已が系師に降るにわらうで
 学業をまへて廿七歳に官を授けられを國を離れて
 曰詔ふ主人乃子わらう何ぞ還る乎馬乃士とわらう
 篁もやとわらうわらうを管皇勅言不慚悔と始て学
 志一弘仁十三年小甲科乃及第とぞしわらう天皇
 十年東宮の学士とわらう美和三年に去る二月遣唐使
 乃選擧ハ小定とわらう後常嗣正使とわらう小野篁と

副使を遣はるは四月常嗣皇を紫宸殿に召はせ宴を設け
 文人墨士より作られたる詩を賜はせり又唐使
 へて盃をとりしれ御衣紗金絹布等を賜はる常嗣
 詩を献じて壽延上ふけ席に往來奉朝れ令を
 街んて入唐するの使者并留學せ革靴かの代ふ
 没する者八人小おのく位階を賜はる所謂後原
 後河安部仲磨石川道益紀馬主耳南備言影紀
 三演掃身宿祢明田口幸富等の八人なり同紀七月
 遣唐使四艘の船 大使副使判官 大宰府を出帆し
 主典四人の船あり

日和悪くしそく九州乃沖小滞船を以て風を待
 滞く日和を以て蒼海原小漕出せり依り風を待
 浪天を浸し諸の船を洵上陶居漂蕩次特に常嗣
 船を等力に合令にけり漸くに帆を引直し一先を
 出く四艘の船日本の地は吹戻り船ごと全かき入れ
 かくのごとくしそく又出船せりしに事
 陽系ありしとて入唐使の事も言ふゆへに事
 聞に達ししれは今年と早言ゆへに寒天の折は

入唐の沙汰止りなり。和四年春二月
 遣唐使再び粧と飾を大宰府に下り出帆の時小
 叡岳の僧圓仁大僧と同船して入唐然るに小野篁
 極不疾と稱して已に出帆の初大宰府より極まざる
 宿意を尋らばに般遣唐使の器量を擇むるに
 篁常く當世に於て文才學智共なり。故よふに
 之のちつとして自負して居り。に思の外常嗣と
 正使として篁副使小定り。公緒不快し。憤り
 思れども。勅令嚴重。是是非非及び其旨不徒ひ

鬱々として出京せしむる。斯て大宰府小至る。儀の節
 常嗣が弟一乃船去年。雄風小定り。時大小損ト。乃に
 之のて篁より命をうけ。弟二の船と取替常嗣。篁の船と
 進免常嗣が破船を篁の船と定り。篁の船を觀て心中
 大に怒り。故兼て常嗣が下にり。事を志す。た
 刺常嗣が大使の威を借し。我意を働に。一禮も
 及さざる。奇怪れ由。け六唐使を勤て。面言す。ず
 と虚病と。かたし。戻られ。常嗣已に出帆。其
 たり。何れ。篁の代とあら。及ら。徒率。判官の人を

をこしくくんをて巴小降人とする時冥使をくく一莖の米
 預授く満考降てあねをくんに白粒の米ぬり取に降て
 箱ふ盈身終るまで盡次故一時の人満考を改て満米
 上人と唱ふ北嶮倭化聖俱生神の堂を生六道とひき
 多辺降一休皇寺と死の六道とひき皆皇の冥府一あき
 一休古跡ぬり或ハは蘇我の皇孫の傍り一皇の墓者
 仁孝二年のまを病發く朝セバ帝文徳はく憐れ
 あひて數使を下されて錢穀を賜まらる其年の十月
 病ゆまご瘳さるゆふ其家に勅使をまられ從三位り

細きく荒るる年五十一身の長定貳寸宮家より清合ぬれ
 とも更り富栄と申比公俸の富るをみか親友り旅
 造次も其親を忘れを常に奉て至孝ぬり卓筆く
 文書優逸く歌詠時の人大小あしを秘愛せり世不
 賢王ハ破軍星の精なりとせ

申樂

秦河勝ハ人皇三十一代欽明天皇の御宇に化生せる人
 天皇一夕夢ん終り神童ゆりてくは是秦始皇れ
 変所ぬり極あるをく日域小生び願くハ臣ぬん

このころそと女内小大和の國小洪水の憂ありて初瀬川大
漲るる折帝大雍毛遣はるる輪の神の廣布ふ
主人ありて困つるるに一男子らり身躰玉のごとく
少水と奏しん天皇帝爰にをさるるのくはれりて臣
等一の姓と秦氏と賜ふ其女智化し勝利十五某
少主く大臣の位と授く凡五朝小奉し推古女帝の
時おつる豊聡太子監國し終ふ天地の神祇を祭祀て
安國利民の政を布給ふ卒六番の面を祀く河勝
令下假貌を弄れ遂に橋内裏紫宸殿の前

能くは伎を傳くしむるはくく四海信平多民康
樂なり其神樂を以て神の字を列をて名を
申樂といふ

赤山明神

赤山と支那の山の名なりけし神はくく太山府君
と稱はる覺大師唐より在り清涼山の引聲會
佛を以てし神形を現して約し終て日本
ありんくく覺淨朝乃期お海彼思く羅刹國
小澤んくく赤山の神養をて名を弓矢を以て

大師を護る式ハ不動の形と現ト或ハ毘舍門形
 あり故ハ毎小経あり是本地ハ地藏菩薩なりそのら
 祠と西坂本や建りけ神山王と相約——山王ハ東の麓
 を守りわれハ西麓をまゝん推し終ふ白汗院の中と
 三井寺實相房の阿闍梨頼家小勅——白皇子と約
 して果——皇と平敵を後頼家三井寺の戒壇
 と建んと奏次台徒われと怒く拒む帝愁ふ一夕
 夢ん終ふ賢聖障子ハ赤衣老翁らうく弓矢を打ち
 帝問ふ答云戲山西麓の赤山の神あり園城寺の

戒壇の事と奏する老を射んとし帝嘗て三井寺の
 戒壇を立ぬ支門徒争ひ新へと強動らんとて遂に
 許さば頼家大ハ恨を會んで寺りゆりおふ人を
 斬り死んて次帝ハ心を聞きて美作守大江朝臣
 匡房寺小赴きてるるに頼家一室ハ着て怒りて
 天子小戲言あり——今心とら已に許さば我
 神の所の皇子われまゝなぐ偶に魔界ハ入人匡房
 遇ふ事ハ心得びて仰ふ頼家道ハふみとそれち
 人のまろし白髮の老僧ハ小錫杖を執て皇子の

松の側まはに立たち皇子みこ忽たちまち不ふ豫ゆなりなり 永曆元年八月しんし宣のたま皇子みこ
早しくと荒くた 時とき示し四よ本ほん敦とん文ぶん 頼たの豪ごうのう靈れい化け作してた 決けつ崩ぼん
くとおつくと敷岳がくくくと也と佛像ぶつざう經きやう論ろんをや破やぶら損害げんごう
サく次におのくと祠をたててくちれををあらる鼠ねずみの社とりよ
今坂いま本ほん山さん王わうの境内さかいにありり 一説い頼たの豪ごうハマと云 国房くにの兄なり

競奇遺聞 卷之五 大尾

競奇遺聞

續篇 五冊 追出

文化二丑年七月

官許

文化身三丙寅春正月成刻

伯耆町

伏藩書林 山中勘兵衛

青津